

科目「保育内容演習」の教授目標と内容の研究

The study of the subject “Contents of Early childhood Care and Education”

高山 静子
TAKAYAMA Shizuko

要旨

「保育内容演習」(演習)科目は、厚生労働省の位置づけでは「保育の内容・方法に関する科目」である。厚生労働省は、指定保育士養成施設に養成科目の目標と内容を通知している。本研究は「指定及び運営の基準」に示された科目「保育内容演習」の目標と内容の課題を明らかにする。次に「保育所保育指針」と先行研究から科目「保育内容演習」で教授する知識と技術等を考察する。目標と内容の整合性を確認し、科目「保育内容演習」の改訂試案を作成する。

「保育所保育指針」と科目内容の整合性を確認した結果、「指定及び運営の基準」に示された科目「保育内容演習」は、目標と内容の整合性が不十分であり、他の科目と比較して内容の抽象度が高いという二点の課題があった。先行研究から科目「保育内容演習」で教授する知識と技術を考察した結果、第一の目標に整合した内容として1. 各領域の「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」のねらいと内容, 2. 内容の遊び・生活場面への具体的な展開, 3. 環境構成, 4. 保育者の援助・指導, 5. 内容の取扱いと配慮事項の5点, 第二の目標に整合した内容として1. 各領域の観点による子どもの発達過程, 2. 発達過程に即した具体的な活動の理解, 3. 個別の事例における保育内容の具体的な展開の3点が必要であることが明らかとなった。科目「保育内容演習」の改訂試案では、これらの内容に加え目標には、「保育所保育指針」, 「幼稚園教育要領」の各領域のねらいと内容を理解する」の加筆の必要性を示した。

本研究は、今後の保育者の養成課程改訂に資する視点を提供した。

キーワード：保育者養成 保育所保育指針 技術 5領域

1. 研究の背景と目的

「保育内容演習」(演習)科目は、厚生労働省の位置づけでは「保育の内容・方法に関する科目」であり、幼稚園教諭の養成では「教育課程及び指導法に関する科目」、「教科に関する科目」に該当する。平成22年に取りまとめられた保育士養成課程等の改正では、「保育の内容・方法の理解に関する科目」が「保育の内容・方法に関する科目」と系列名が変更され、「保育内容演習(演習)」5単位に加え、「保育内容総論(演習)」1単位が必置となった。

保育士資格取得者の9割は保育士養成施設で養成されるが、保育需要の増加に伴い保育士養成施設は急増を続けている。保育士養成課程の最新の検討は平成22年に行われた。その報告書である「保育士養成課程等の改正について(「中間まとめ」)」¹⁾には、「養成施設の急増や保育士養成コースの新設に伴い、教員の確保が課題となっており、その質の低下が懸念される」と示されており、「養成施設教員の研修の義務付けや研究等への参画が求められる」とある。また「養成施設の教員の質を担保するために、教員の資格要件の内容や資格審査について検討する必要もあると考えられる」とあるが、平成22年以降幼保一体化の検討が中心となったため養成の検討は行われていない。

養成教育で保育の内容と方法に関する科目を担当する者は、保育の内容・方法の研究者、保育の実践者の他に、内容に関連する研究者や、保育所や幼稚園等の集団保育の場とは関わりが薄い専門職が科目を担当する場合も少なくない。たとえば保健師の経験者が領域健康に関する科目を教授することや、美術や音楽の専門家が領域表現に関する科目を教授し、文学の研究者が領域言葉に関する科目を教授する等である。保育の内容と方法に関する科目を教授する者には、乳幼児の保育に関する技術の保持や、乳幼児期の集団保育の場における保育の内容と方法の研究の有無は問われない。実際にインターネット上で閲覧できるシラバスには、「保育内容(人間関係)」で成人の人間関係を教授し、「保育内容(健康)」で健康管理と保健指導を扱うなど、「科目名」に関連する内容を教授し、保育の内容と方法を教授していない事例が見られるⁱⁱ⁾。この場合、学生が保育における保育の内容と方法を修得することは困難である。

保育所・幼稚園等の現場においても、学童期を先取りする授業による教育、フラッシュカード等による才能教育など特定の技能の習得に時間をかける教育、意図的な環境構成が行われていない自由遊びなど、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」とは遊離した保育内容が行われている場合がある。保育者になろうとする者が、養成課程の授業で指針や要領に沿った保育の内容と方法を理解する機会が得られず、かつ実習や就職後にもその機会が得られない場合には、保育の質を確保しその質を改善することは困難である。

保育の質を確保するためには養成では「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」の内容を理解する教育を行う必要性があり、とくに保育の内容と方法を教授する科目では、保育者が実際に保育を展開するための知識と技術等を養成する必要性がある。

保育内容に関する科目は、保育士養成と幼稚園教諭養成に共有して設置されており、そのテキストは両方の課程に共通して用いられている。厚生労働省は、保育の質を確保するために技術的指導の必要性から、通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(以下「指定及び運営の基準」と示す)によって指定保育士養成施設で教授する科目の目標と内容を示している。文部科学省は科目

と単位を示しているが各科目の具体的な目標と内容については通知を行っていない。保育の内容と方法のテキストとシラバスは、保育士養成と幼稚園教諭養成で併用されているため、教員のシラバスやテキスト編成の際には、厚生労働省の通知がその参考とされる。そのため厚生労働省の通知の内容が保育者養成に与える影響は大きい。

保育者の専門性を確保する上で養成教育の質の確保は重要な課題であり、本来保育者養成に携わる研究者によってその質を確保するための研究と提案が行われる必要がある。しかしこれまで養成課程の検討は改定時に設けられる検討委員会においては行われてきたが、全国保育士養成協議会が実施する研究以外に養成のカリキュラムを対象とした研究は少なく、養成課程の教授内容の目標と内容の研究はほとんど見られない。筆者はこれまで保育内容のシラバス調査、保育士のコンピテンシーの析出と現行養成課程の比較等、養成課程の改善に資する研究を続けてきた。本研究では、保育の方法と内容を教授する科目のなかでも、保育士養成と幼稚園教諭養成に共有する部分であり、具体的な保育の内容と方法を教授する科目である「保育内容演習」に着目する。「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」と整合性を確保した保育内容を展開できる保育者を養成するために、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に示された科目「保育内容演習」の目標と内容を考察し、その改訂試案を作成することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は文献に基づいて行う。保育者が「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」に則った保育を行うためには、養成で「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」に則った保育内容を教授する必要性が高い。はじめに「指定及び運営の基準」に示された科目「保育内容演習」の目標と内容の課題を明らかにする。次に「保育所保育指針」と先行研究から科目「保育内容演習」で教授する知識と技術等を考察する。目標と内容の整合性を確認し、科目「保育内容演習」の改訂試案を作成する。

本研究は、厚生労働省の通知の試案を作成するものであるが、研究の射程には保育所・幼稚園・認定こども園で勤務する保育士・幼稚園教諭・保育教諭の養成課程を入れている。本稿ではそれらを「保育者」とする。保育士養成施設では、保育士資格取得者の約8割は幼稚園教諭免許1種または2種を同時に取得している。ⁱⁱⁱ 養成課程で保育士資格と幼稚園教諭免許を取得する学生は科目「保育内容演習」の履修により保育士と幼稚園教諭の双方の養成課程で認定を受ける。

保育所と幼稚園に共通する保育内容については、昭和38年に文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長連名通知以後整合性が図られ、「保育所保育指針」は、保育所の持つ機能のうち教育に関するものは「幼稚園教育要領」に準じている。「保育所保育指針」には、子どもの保育に関しては「幼稚園教育要領」に加えて3歳未満児の保育内容が含まれているため、科目「保育内容演習」の整合性の検討を「保育所保育指針」と行うことで、科目「保育内容演習」の目標・内容と「幼稚園教育要領」との整合性を含めるものとする。

尚「保育所保育指針」では「保育内容」に保護者の支援を含めるが、本論で用いる「保育内容」は科目「保育内容」の範囲を指し、子どもの保育を対象とする。

3. 科目「保育内容演習」の課題

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」には、科目「保育内容演習」の目標と内容は図表1のように示されている。

図表1 科目「保育内容演習」の教授内容

【保育の内容・方法に関する科目】
<科目名> 保育内容演習（演習・5単位）
<目標>
1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。
2. 子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。
<内容>
以下の観点から、総合的に保育内容を理解する。
1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである「養護」
①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、かつ快適に過ごすための生活援助
②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助やかかわり
2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育（健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域）」
①健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う「健康」の領域。
②他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う「人間関係」の領域。
③周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う「環境」の領域。
④体験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う「言葉」の領域。
⑤感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする「表現」の領域。

目標には、「1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する」、「2. 子どもの発達を『健康・人間関係・環境・言葉・表現』の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ」の二つが示される。それに対して内容には、「以下の観点から、総合的に保育内容を理解する」とあり養護と教育（5領域）の説明が示される。この教授内容には以下の二点の課題がある。

第一に、科目「保育内容演習」の教授内容は、目標との整合性が不十分である。教授内容には目標に到達することができる内容が示される必要性があり、そこに齟齬があっては目標に到達はできない。教育目標と内容、評価には一貫性が求められる。本通知は、教員が作成するシラバスの参考ともなるものであり、目標・内容ともに科目の性質に合わせて学習目標と内容には認知的領域、精神運動的領域、情意的領域が示される必要がある^{iv}。まず目標には「知識、技術、判断力を習得する」と知識に加えて技術・判断力の習得が求められている。目標には認知的領域と精神運動的領域と情意的領域が含まれている。そのため本科目は演習科目として設置されていると捉えられる。

これに対して内容には「総合的に保育内容」を「理解する」とある。理解は「わかること。素材を

記述し、説明する能力」を指すものであり、認知的領域を指す。学生が、保育者として技術を習得し判断を行うためには、精神運動的領域と情意的領域の内容を示す必要がある。目標に示される「1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する」、「2. 子どもの発達を『健康・人間関係・環境・言葉・表現』の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ」の二つの項目に到達するためには、内容には精神運動的領域にあたる技術と、認知的領域、精神運動的領域、情意的領域の学習によって行う判断力を修得する内容を加える必要がある。

第二に教授内容の抽象度が高く具体的な教育内容が示されていないことである。図表2は科目「子どもの保健Ⅱ」との比較である。同じ演習科目であるが「保育内容演習」の内容項目は「子どもの保健Ⅱ」と比較して抽象度が高く、具体的な教授内容が項目として示されていない。保育士養成課程には演習科目が14科目ある^v。すべての科目を縦断してまとめる保育実践演習を除いて、いずれも9項目から18項目の内容が示されている^{vi}。これは臨時に設置され期間が限られた少人数の検討委員会で検討する体制の限界によると考えられる。各領域の専門家が教授する内容を検討することには時間を要する。「保育内容演習」科目の目標と内容の検討には保育内容と保育学の専門家による協議が必要であるが、その検討はこれまで現実的制約から行われていない。そのため「保育内容総論」にも領域を超えて共通して最低限度取扱う内容が示されていない。内容の抽象度が高く視点が具体的に示されていない場合には、授業やテキストは担当する教員の専門性に依存しがちとなる。たとえば「保育内容環境」で昆虫の生態を15回学ぶ、「保育内容表現」で折り紙製作を15回行うなど、授業を担当する教員の研究領域や関心によって偏りが生じることは否めない。現在の内容にある「総合的に保育内容を理解する」をより具体的に抽象度を下げて内容を示すことで、保育を展開するための知識や技術等の教授を確保することが可能になると考えられる。

このように「指定及び運営の基準」に示された科目「保育内容演習」には、目標と内容の整合性が不十分であり、他の科目と比較して内容の抽象度が高いという二点の課題がある。

図表2 科目「保育内容演習」(演習)と科目「子どもの保健Ⅱ」(演習)の比較

<p>【保育の内容・方法に関する科目】</p> <p><科目名> 保育内容演習 (演習・5単位)</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。 2. 子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。 <p><内容></p> <p>以下の観点から、総合的に保育内容を理解する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである「養護」 	<p>【保育の対象の理解に関する科目】</p> <p><科目名> 子どもの保健Ⅱ (演習・1単位)</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの健康及び安全に係る保健活動の計画及び評価について学ぶ。 2. 子どもの健康増進及び心身の発育・発達を促す保健活動や環境を考える。 3. 子どもの疾病とその予防及び適切な対応について具体的に学ぶ。 4. 救急時の対応や事故防止、安全管理について具体的に学ぶ。 5. 現代社会における心の健康問題や地域保健活動等について理解する。 <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健活動の計画及び評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健計画の作成と活用 (2) 保健活動の記録と自己評価
---	---

<p>①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、かつ快適に過ごすための生活援助</p> <p>②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助やかかわり</p> <p>2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育（健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域）」</p> <p>①健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う「健康」の領域.</p> <p>②他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う「人間関係」の領域.</p> <p>③周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う「環境」の領域.</p> <p>④経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う「言葉」の領域.</p> <p>⑤感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする「表現」の領域.</p>	<p>(3) 子どもの保健に係る個別対応と子ども集団全体の健康と安全・衛生管理</p> <p>2. 子どもの保健と環境</p> <p>(1) 保健における養護と教育の一体性</p> <p>(2) 子どもの健康増進と保育の環境</p> <p>(3) 子どもの生活習慣と心身の健康</p> <p>(4) 子どもの発達援助と保健活動</p> <p>3. 子どもの疾病と適切な対応</p> <p>(1) 体調不良や傷害が発生した場合の対応</p> <p>(2) 感染症の予防と対策</p> <p>(3) 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患、アレルギー性疾患等）</p> <p>(4) 乳児への適切な対応</p> <p>(5) 障がいのある子どもへの適切な対応</p> <p>4. 事故防止及び健康安全管理</p> <p>(1) 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</p> <p>(2) 救急処置及び救急蘇生法の習得</p> <p>(3) 保育における看護と応急処置</p> <p>(4) 災害への備えと危機管理</p> <p>5. 心とからだの健康問題と地域保健活動</p> <p>(1) 子どもの養育環境と心の健康問題</p> <p>(2) 心とからだの健康づくりと地域保健活動</p>
--	---

4. 「保育所保育指針」と整合性が確保された教授内容の検討

(1) 総則に示される保育の方法と科目「保育内容演習」の教授内容

「保育所保育指針」の第一章総則には、保育の原理として保育の目標と保育の方法が示されている。そこには情緒の安定、自発性の尊重、幼児期にふさわしい生活（体験）、個の尊重、子ども相互の関係の尊重、経験と発達過程に即した保育、環境を通した保育、生活と遊びを通した保育、家庭と地域の生活実態の把握、生活リズムの尊重、健康と安全の保持、発達の理解、集団における活動が示される。以上のように、「保育所保育指針」の総則には保育の方法原理が示されている。保育内容の展開は、これらの保育の原理をふまえて行う必要がある。たとえば「保育原理」で遊びを通した学びや環境を通した保育を学んでも、保育の方法と内容を学習する科目である「保育内容演習」で、保育の原理に即した内容と方法を修得することができなければ、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」を保育内容として展開することは難しい。科目「保育内容演習」においても、保育の原理を前提とした上で保育の内容と方法を教授する必要がある。

(2) 環境を通して行う保育と科目「保育内容演習」の教授内容

「保育所保育指針」には保育の原理として、保育の目標と保育の方法に加えて保育の環境が示される。保育の基本は「環境を通して行うこと」である。幼児期は生活を離れて抽象的な知識や技能を授業で教えられて獲得する時期ではなく、生活のなかで主体的に環境にかかわり、直接的・具体的な体験を通して学習する時期である。

そのため保育者には、小学校教員とは異なる教育技術が中心となる。それは、乳幼児の活動を予想し計画的に環境の構成を行うことである。また個々の活動、集団の展開状況に応じて適切な指導を行

うことが求められている。

保育者は、健康・人間関係・環境・言葉・表現の各視点から教材や活動を理解し、総合的に生活や遊びを展開し、発達過程に応じた適切な援助と指導を行う。そのため各領域の発達の観点毎に、子どもの発達過程に則した体系的で総合的な遊びや生活の理解が必要である。たとえば「保育内容（表現）」で個別に具体的な製作活動を理解するだけでは不足である。単に造形の素材や活動を知っても、幼児の認知と手指操作の発達過程に合わせて素材の厚さや大きさを選択できなければ、保育の指導・援助を行う力とはならない。また、指針や要領に示された保育を展開するには用具の指導方法、集団での制作での留意点、環境の構成、日課との関連や個人差等への配慮等の知識が必要である。

(3) 「保育所保育指針」第三章に示される保育内容と科目「保育内容演習」の教授内容

「保育所保育指針」には、保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で示される。保育の内容には、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項が示されている。

ねらい及び内容は、養護と教育の両面から示される。養護とは、「生命の保持及び情緒の安定」である。教育とは、「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」であり、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五領域から構成されている。保育の実際においては、養護と教育の内容は、「子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら総合的に展開される」ものである。「保育内容」科目の教授においては、各領域の内容の教授では不足であり、保育内容に含まれる養護と教育の視点を理解させ、それらの視点を同時に含めつつ生活や遊びを通じた総合的な展開ができる知識と技術の教授が必要である。

5. 目標に到達する教授内容の検討

(1) 選択の自由度と科目「保育内容演習」の教授内容

小学校の場合、学習指導要領に基づいて教育内容を児童・生徒の心身の発達過程に合わせて組織・配列した教科書が毎年数種類作成される。「義務教育諸学校教科用図書検定基準」（平成11年1月25日 文部省告示第15号）ⁱⁱⁱには、指導要領に基づき内容を不足なく取り上げていること、心身の発達段階に適応していること、全体の分量及びその配分は適切であること、内容の組織及び相互の関連は適切であること、正確であること等が基準として示される。小中高校の教員は、教科書の他にも副読本、参考書、問題集、ワークブックなど各種の補助教材を教育活動に用いることが可能である。また教育課程を作成し教育内容を選択・配列する場合にも、教科書や副読本を参考にすることができる。

しかし乳幼児期の保育は心情・意欲・態度を育む段階であり小学校以降のように心身の発達過程に合わせて系統的に内容を配列した教科書や指導書等がない。保育所や幼稚園では、保育者が発達過程に合わせて保育内容の選択を行い子どもの経験を想定して活動や教材を配列する必要がある。「保育所保育指針」は「小学校学習指導要領」と比較しておおまかな枠組みのみが示され、それらの内容を総合的に指導することが保育者に求められている。

保育は小学校の総合学習と同様の形態で行われる。小学校では総合学習が導入されることで、「一

般教員が創意工夫して授業プランを組み立てる機会が増えた」と答えた教員が93.6%、「具体的に何をどのように実施したらよいか悩んでいる」72.8%、「教師の力量による差が目立つようになった」が69.6%である¹³⁾。保育は参考資料がなく、内容も方法も保育者が選択するため学童期より教育者による差異が生じやすいと考えられる。

もしも保育者が乳幼児の発達過程に応じた保育内容を理解していない場合には、発達に合わない保育内容を取り入れる可能性が高まる。そのため「保育内容演習」の教授では、発達過程に応じた適切な保育内容を理解できるように教授する必要がある。

(2) 保育を想定した教材の知識と「保育内容演習」の教授内容

佐藤(1996)は、「教師の専門性の具体をなすもの」としてショーマンの教師知識について説明する。ショーマンは教師に必要な知識の領域として教科内容に関する次の4つの領域を提示する。①内容知識(教科のディシプリン)、②一般教育学の知識(教材の組織と学級経営の知識)、③カリキュラムの知識(教材とプログラム)、④授業を想定した教材の知識(pedagogical content knowledge)¹⁴⁾。④の「授業を想定した教材の知識」は「教師が保有している教育内容の知識を、生徒の能力や背景の多様性に応じて教育的に強力で適切なかたちへと変容する」教師の能力として定義されている。佐藤は、教師が授業を効果的に遂行するためには、数学や歴史学の知識のみでは不十分であり、その知識の現実的な意味や他の知識との関連、その知識が生成する過程やその知識に到達する複数の過程、さらには、その知識を生徒が獲得する多様な方法とその知識を活発な学習に組織して授業に構成する方法を認識していなければならないと説明する。

乳幼児期の保育にこれらを援用して考えると、保育者は①～③の知識に加えて、④の「保育を想定した教材の知識」が必要であると考えられる。保育内容表現では、表現活動を理解するだけでなく、用具の集団への指導方法、保育室や園庭での環境構成、時間・個人差等への配慮等の集団保育の場を前提とした保育の内容と方法の教授が必要であると考えられる。科目「保育内容演習」では、教員の研究と関心に基づいた①の内容知識(教科のディシプリン)が選択されやすい。たとえば教員が虫の研究者の場合、科目「保育内容環境」で、虫の形態や部位名称等の教授を行う場合がある。しかし乳幼児期は抽象的知識と技能を獲得する時期ではなく、生活のなかで多様な直接体験を通して、子ども自身が関心を示し、驚きや感動を友達と共有しながら学びへの志向性を獲得していく時期である。そのため昆虫や植物の仔細で専門的な内容知識の教授よりも、保育所や幼稚園という限られた時間と空間のなかで、いかに子どもと虫や植物と関わる経験を組み込めるかといった教材や環境構成の知識が優先的に教授される必要性が高い。

保育内容は「保育所保育指針」に「子どもの活動を通して展開されるものであり、領域の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである」と示される。保育内容の理解では、環境や言葉といったそれぞれの領域を超えた総合的な視点が必要である。保育では、学童期の総合学習のように個々の内容を総合的に展開する技術が必要であるため、保育者には内容の専門性に加えて方法の専門性が必要となる。

(3) 内容項目の考察

以上をふまえて内容項目の考察を行う。現行の通知内容では、「保育内容」科目では図表3の網掛け部分のみが教授される可能性があり、また、各領域の内容に関する知識（網掛け部分）のみでは、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」とは遊離した内容の教授や、学童期・成人向けの内容が取り扱われる可能性を確認した。

保育の内容と方法を教授するには、乳幼児の発達を理解、保育の原理という方法の理解、領域の内容の理解、場の理解の4つの理解が必要である。また、保育所の生活に特有な時間的な配分、職員集団による子ども集団への保育という特殊性、広さや設備など、場に対する知識が必要である。広義の保育内容は、乳幼児の発達、保育の原理、領域の内容、場の理解の4つが含まれる。

保育者には、各領域の内容を総合的に生活や遊びの中で活動として展開し、養護と教育の視点から環境を構成し適切な援助と指導を行うことが求められていた。これらの知識と技術を獲得するには、「保育内容」科目では、保育の内容・養護の教育の視点・保育の目的・乳幼児の発達過程と発達援助・場に関する知識と、総合的に内容を活動として展開する技術、環境を構成する技術、個別と集団に適切に援助する技術を教授することが必要である（図表3）。そのため科目「保育内容演習」の教授内容には、図表3の知識と技術を含めた内容である必要性がある。

図表3 科目「保育内容演習」の内容に含める必要がある知識と技術

内容	健康・人間関係 環境・言葉・表現	養護（情緒の安定と健康・安全への配慮）
目標	保育の目標	
原理	活動（生活と遊び）による展開	
	個別と集団への適切な援助	
	環境を通した保育	
発達	子どもの発達と発達援助	
場	保育所・幼稚園の物理的環境・時間・人的制限・季節・地域	

次に、第一の目標である「養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する」ための教授内容を検討する。この目標は抽象度が高く、そのまま内容項目にしても教授内容の選択は困難である。教授する内容は、乳幼児期の保育の特性を示すものであり、この目標を到達できるための具体的な知識や技術を示すものでなければならない。

「保育所保育指針第三章保育の内容」には、「この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである」とまとめられている。この「保育所保育指針」の文章を活かし内容に「内容の遊び・生活場面への具体的な展開」と仮に置くことで、科目「保育内容環境」では、具体的な遊びや生活場面の保育の内容と方法を教授する必要性が生じ、たとえば昆虫の生態の教授よりも昆虫をつかまえることや飼うことに必要な知識の教授が優先されるだろう。また現在は保育内容で学童や成人を対象とした内容の教授が見られるが「遊び・生活場面への」と入れることで、乳幼児期の子どもを対象とした保育内容の教授が優先されると考えられる。「養護と教育が一体的に展開する保育」は目標に到達す

るために必要な内容であるため「養護（生命の保持と情緒の安定）への配慮」を内容に入れる。

「保育内容を展開していくための知識・技術」としては、「保育所保育指針解説書」には子どもの保育に関して①発達援助の技術、②生活援助の知識・技術、③保育の環境を構成していく技術、④遊びを展開していく知識・技術、⑤関係構築の知識・技術の5つが示されている^x。また子どもの保育に関して高山(2011)は子どもの保育に関する45の技術を示し、関係形成、把握、計画策定、環境構成、モデル、見守り、直接援助・指導、日課管理、記録・評価、連携の10の枠にまとめている^{xi}。これらの内、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の総則に共通して含まれている技術は環境構成である。また援助、指導（「保育所保育指針」）、指導（「幼稚園教育要領」）の言葉の違いはあるが、保育者が適切な援助または指導を行う必要性も共通して示されている。そのため「環境構成」と「保育者の援助・指導」は、保育内容を展開していくための知識・技術として不可欠な内容であり、教授内容に示す必要性が高いと考えられる。

「保育所保育指針」では、第三章保育内容において「保育の配慮事項」として3歳未満児、以上児、全般と細やかに示している。また「幼稚園教育要領」では、「内容の取扱い」として領域別に留意事項を示している。これらをすべて内容に入れることは現実的ではないため、「内容の取扱いと配慮事項」として「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」をまとめる項目を試案として提案する。

「保育を展開していくための判断力」を獲得するためには、判断の基準を学習する必要がある。保育者が判断の基準にするものは専門知識であり、保育所・幼稚園の保育内容が示されているのが「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」である。そのため「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」のねらいと内容の理解は判断力を獲得する上で不可欠といえる。

次に第二の目標である「子どもの発達を『健康・人間関係・環境・言葉・表現』の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ」の目標に到達するための検討を行う。まず子どもの発達を5領域の観点から捉えるという目標に到達するには、各領域の観点による子どもの発達過程の教授が不可欠である。次に発達過程を捉え子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶためには、発達過程に即した具体的な活動の理解が必要である。現行の「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」には子どものねらいと経験しか示されていない。具体的な活動を理解することで保育者は遊びや生活に展開することもできる。乳幼児期は発達が著しく個人差も大きいいため、発達をふまえて活動の想定をできるようになるには、発達過程と保育内容を関連付けて学ぶ必要がある。また子どもの理解を深めながら内容を学ぶには、具体的な子どもと集団の事例を用いて子どもの把握から始まる保育の展開を理解する必要性が高い。前節で保育内容演習に含める知識として季節、時間等保育所や幼稚園の場に関する知識が必要であることを示したが、場に関する知識は具体的な事例のなかで示すことが可能になる。

以上第一の目標に到達する内容には1. 各領域の「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」のねらいと内容、2. 内容の遊び・生活場面への具体的な展開、3. 環境構成、4. 保育者の援助・指導、5. 内容の取扱いと配慮事項の5点を加え、第二の目標項目を達成するには1. 各領域の観点による子どもの発達過程、2. 発達過程に即した具体的な活動の理解、3. 保育内容の具体的な展開事例の3点を加える。

(4) 目標・科目名の検討と改訂試案

現在のシラバスには、「環境」「人間関係」「言葉」等、科目名称と関連した一般的な概念を教授する内容が見られる。これを防止するには「保育内容演習」の内容項目の改訂に加えて、目標と科目名称の変更が必要である。

目標には、『『保育所保育指針』・『幼稚園教育要領』の領域のねらいと内容を理解する』を付け加えることが必要である。現行では保育内容を教授する教員は「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に示される保育のねらいと内容を理解していなくても科目の教授が可能である。科目の目標と内容に「保育所保育指針・幼稚園教育要領の領域」が示されていないことが、「環境」「人間関係」といった科目名称に関連した一般的な内容が教授される要因の一つとも考えられる。目標に「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」を入れることで、保育内容を教授する教員は、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の領域に目を通す必要性が生じる。それによって「環境」や「人間関係」等の一般的な概念と、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」に示される領域としての「環境」「人間関係」の違いを把握できると考えられる。

また、科目「保育内容演習」の教授目標は「保育の内容と方法」であり、科目名と教授目標・内容との整合性が低い。「保育内容」という科目名では、教員が教授の際に「保育方法」を意識することが難しい。現状では「言葉」「人間関係」等の科目名に関連した内容を教授することが可能であるが、科目名称に「方法」を加えることで教授内容の変化を誘導することが可能である。たとえば「保育内容・環境」では、「環境」という言葉に関連する内容知識を教える科目となりがちである。科目名を「保育の内容と方法・環境」と変えることで、教員は、「保育の内容・方法の理解に関する科目」であることを意識してシラバスを作成し、教授を行うことになる。また「保育内容・環境」であれば、植物や動物の生態のみを教授する授業でも可能であったが、「保育の内容と方法・環境」という科目名になった場合には、教員は保育方法の教授が必要となる。学生も「保育の内容と方法」という科目名により、保育の内容と方法を学ぶという意識をもって授業に臨むことができ、たとえば虫の生態のみが教授された場合に異議の申し立てが可能になるだろう。

科目名と教授内容との整合性を持たせることは、教授する教員の選択にも一定の目安を示すことになる。科目名称に「内容と方法」と示されることによって、科目名称に類似した研究や小中学校の学習内容の研究業績は、「保育の内容と方法」の業績としては不適格と判断されやすくなり、保育所や幼稚園の保育実践の研究がある教員や保育実践の経験者など、内容と方法を理解した教員の選択が誘導されることが考えられる。

以上のような考察のプロセスを経た結果、作成した改訂試案は図表4の通りである。

図表4 【保育の内容・方法に関する科目】 保育内容演習（演習・5単位）の改訂試案

現行	改訂試案
<p><科目名> 保育内容演習（演習・5単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。 2. 子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。 <p><内容></p> <p>以下の観点から、総合的に保育内容を理解する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである「養護」 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、かつ快適に過ごすための生活援助 ②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助やかかわり 2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育（健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域）」 <ol style="list-style-type: none"> ①健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う「健康」の領域。 ②他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う「人間関係」の領域。 ③周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う「環境」の領域。 ④経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う「言葉」の領域。 ⑤感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする「表現」の領域。 	<p><科目名> 保育の内容と方法（演習・5単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「保育所保育指針」, 「幼稚園教育要領」の各領域のねらいと内容を理解する。 2. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。 3. 子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。 <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各領域の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」のねらいと内容 2. 各領域の観点による子どもの発達過程 3. 発達過程に即した具体的な活動の理解 4. 内容の遊び・生活場面への具体的な展開 5. 環境構成 6. 保育者の援助・指導 7. 内容の取扱いと配慮事項 8. 保育内容の具体的な展開事例

6. 本研究の成果と課題

本研究では、保育士・幼稚園教諭の養成において保育の内容と方法を教授する科目である保育内容に着目した。「指定及び運営の基準」に示された科目「保育内容演習」は、目標と内容の整合性が不十分であり具体的な教授内容が示されていないという課題を明らかにした。そして「保育所保育指針」と整合性を確保した保育内容を展開できる具体的な教授内容について検討したプロセスを示し、その改訂試案を作成した。

本研究は今後の改訂に資する視点を提供することを目的としており試案の作成に留まる。今後保育を教授する多数の研究者が研究を重ね新しい試案を作成していくことが望まれる。

現在の「保育所保育指針」, 「幼稚園教育要領」は、保育内容を大綱化して示し、子どもの経験を抽象的に示している。その経験をどのような活動に展開するかについては各園と各保育者に任されている

る。そのため各領域で乳幼児期の保育内容の言語化と体系化を図り、養成と実践の参考となる資料を作成していくことが求められる。保育は総合的な視点が強調されるが、同時に発達を見据える縦の視点と子どもの今を細やかに捉える緻密な視点も必要である。総合的でかつ緻密な視点を持って保育内容の教授を行うためには、子どもの経験を抽象的に示す「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」の保育内容に加えて発達と活動のレベルで示した緻密な視点をもった保育内容の研究を重ねる必要がある。

付記

本研究は、保育士養成協議会第48回大会，2009（高山静子「『保育内容』科目を教授する教員に求められる知識と技術」保育士養成協議会第48回大会，2009）及び全国保育士養成協議会第52回研究大会（高山静子「科目『保育内容演習』における教授内容の研究」全国保育士養成協議会第52回研究大会，2013）で発表を行い、修正を重ねた研究である。貴重なご意見を賜った先生方に感謝を申し上げたい。

注

- ⁱ 「保育士養成課程等の改正について（「中間まとめ」）」保育士養成課程等検討委員会，平成22年3月。
- ⁱⁱ 本論文内に例示する事例は、実際にシラバスとして公開されていた事例を使用している。学生に「試験で暗記する内容は、保育と関連がないことばかりでこれで保育ができるようになるのか不安である」と相談を受けたことが、シラバスを調査するきっかけとなった。
- ⁱⁱⁱ 「保育士養成課程等の改正について（「中間まとめ」）」保育士養成課程等検討委員会，平成22年3月。
- ^{iv} 認知領域，精神運動領域，情意領域は，ブルームの教育目標における三領域である。医学教育では，それぞれを知識・技能・態度と表している。参考：今野喜清，教育課程論，第一法規，1981。
- ^v 英語は演習として示されているが内容が示されていないためここでは除いている。
- ^{vi} 相談援助15，保育の心理学Ⅱ16，子どもの保健Ⅱ18，子どもの食と栄養18，保育内容総論16，乳児保育16，障がい児保育16，社会的養護内容13，保育相談支援15，保育表現技術14，保育実習指導Ⅰ11，保育実践演習2，保育実習指導ⅡまたはⅢ9である。
- ^{vii} 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」文部省告示第15号，平成11年1月。
- ^{viii} ベネッセ総合教育研究所『第三回学習指導基本調査』2003。
- ^{ix} 佐藤学『教育方法学』岩波書店，1996，p149。
- ^x 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「保育所保育指針解説書」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課，平成20年4月。
- ^{xi} 高山静子「コンピテンシー理論に基づく保育士養成教育の研究」九州大学大学院，2011。

科目「保育内容演習」の教授目標と内容の研究

The study of the subject “Contents of Early childhood Care and Education”

要旨

「保育内容演習」は、保育の内容と方法を教授する科目である。

厚生労働省は、保育士養成を行う施設に科目の目標と内容を通知している。

本研究は、厚生労働省の基準に示された科目「保育内容演習」の目標と内容の課題を明らかにする。次に「保育所保育指針」と先行研究から科目「保育内容演習」で教授する知識と技術等を考察する。それらの結果から、科目「保育内容演習」の改訂試案を作成する。

研究の結果、科目には、目標と内容の整合性が不十分である。他の科目と比較して内容の抽象度が高いという課題があった。

試案の内容には、1. 各領域の「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」のねらいと内容、2. 内容の遊び・生活場面への具体的な展開、3. 環境構成、4. 保育者の援助・指導、5. 内容の取扱いと配慮事項の5点を示した。また、1. 各領域の観点による子どもの発達過程、2. 発達過程に即した具体的な活動の理解、3. 個別の事例における保育内容の具体的な展開の3点を示した。

試案の目標には、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」の各領域のねらいと内容を理解する」を示した。

本研究は、今後の保育者の養成課程改訂に資する視点を提供した。

The subject “Contents of Early childhood Care and Education” is for teaching the contents and methods of childcare in the training course for nursery teacher.

The Ministry of Health, Labour and Welfare, has given its goal and contents for facilities for nursery teacher training.

In this study, we elucidate some issues of the subject “Contents of Early childhood Care and Education”.

And, from the previous research and the “a child care guidance for a nursery”, we discuss the knowledge and skills which should be taught in the subject.

Then we propose a revised draft for the contents of the subject.

We found the insufficient consistency of objectives and its contents, in addition with a high level of abstraction of its contents compared to other subjects.

Our study will provide a perspective that will contribute to a training course revision of the future for nursery teacher.

原稿受領2014年11月14日
査読掲載決定2014年12月19日